

工事を伴う設工認申請（その4及びその6）の分割申請及び申請概要について

放射性廃棄物処理場における設計及び工事の計画の認可申請（以下「設工認」という。）のうち、令和3年1月15日に申請しております設工認その4（表1参照）及び今後申請を予定しております設工認その6（表2参照）について、工事の必要性の有無（緊急性を有するもの）等を考慮し、表3に示すとおり、分割して申請させて頂きたいと考えております。

なお、分割に当たっては、試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）の該当条項への整合を考慮した整理とするとともに、工事を伴わないもの（小規模なものを含む）については、審査の状況を踏まえ、適切な時期に申請させて頂きます。

表1 設工認その4（火災防護に係る申請）

編	申請項目	工事の有無	技術基準規則	優先度
第1編	消火設備等の設置	有	第21条第1項第4号ロ	◎
第2編	第2廃棄物処理棟のセル排風機自動消火設備の設置	有	第21条第1項第4号ロハ	◎
第3編	第2廃棄物処理棟の水噴霧消火設備の設置 (アスファルト固化装置関係)	無	第21条第1項第4号ロ	-
第4編	第2廃棄物処理棟の固化セル火災報知設備の設置 (アスファルト固化装置関係)	有	第21条第1項第4号ロ	-
第5編	第2廃棄物処理棟のセル排風機に係る動力ケーブルの材料	有	第21条第1項第4号イ	◎
第6編	第2廃棄物処理棟のアスファルト固化装置に係るベローズバルブの材料 (アスファルト固化装置関係)	無	第21条第1項第4号イ	-

◎：工事が必要であり、工期の関係上、早期に認可を頂きたい案件

-：アスファルト固化装置の取り扱いを含め検討中の案件

表 2 設工認その 6 (放射性廃棄物処理場全体の共通事項等に係る申請)

編	申請項目	工事の有無	技術基準規則	優先度
第 1 編	外部事象影響	無	第 8 条第 1 項及び第 2 項	△
第 2 編	誤操作防止に係るインターロックの設置	無	第 35 条第 1 項第 6 号及び第 7 号	△
第 3 編	金属溶融設備及び焼却・溶融設備の圧力逃し機構の設置	無	第 35 条第 1 項第 7 号	△
第 4 編	液体廃棄物の廃棄設備の漏えい警報装置の設置	有	第 41 条	◎
第 5 編	管理区域外への漏えい防止及び溢水対策	有	第 19 条第 2 項 第 35 条第 2 項第 2 号及び第 3 号	○
第 6 編	通信連絡設備の設置	無	第 42 条第 1 項	△
第 7 編	避難用照明、誘導標識及び誘導灯等の設置	無	第 20 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号	△
第 8 編	第 2 廃棄物処理棟のディーゼル発電機及びセル排風機の溢水対策	無	第 19 条第 1 項	△
第 9 編	第 2 廃棄物処理棟のセル排風機配電盤溢水防護カバーの設置	有	第 6 条第 1 項 第 19 条第 1 項	◎
第 10 編	放射線管理設備の耐震性能確認	有	第 6 条第 1 項	○
第 11 編	処理前廃棄物保管場所及び発生廃棄物保管場所の容量	無	第 36 条第 1 項第 1 号	△
第 12 編	固体廃棄物一時保管棟の構造(遮蔽性能及び耐震性能確認)及び容量	無	第 5 条第 1 項 第 6 条第 1 項 第 16 条第 1 項及び第 2 項第 1 号 第 36 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 2 項	△

◎：工事が必要であり、工期の関係上、早期に認可を頂きたい案件

○：工事が必要であるが、小規模であり、工期が短い案件

△：工事不要の案件

表3 技術基準規則への整合、工事の必要性の有無等を考慮した分割申請（案）

設工認	技術基準規則			編	項目	申請の概要	審査のポイント	申請時期等
	条	項	号					
その4	21	1	4(ロ)	第1編	消火設備等の設置	消防法に基づき設置している既設設備（火災感知器、火災受信機、消火器及び消火栓）に係る申請	消防法に基づき設置している既設設備（解体分別保管棟のみ更新工事を実施）のため、審査上の論点はないと考えている。	令和3年1月15日に申請したものから、令和3年3月15日の審査会合を踏まえ、アスファルト固化装置の取り扱いを含め検討中
	21	1	4(ロ) 4(ハ)	第2編	第2廃棄物処理棟のセル排風機自動消火設備の設置	セルを負圧に維持するために必要な排風機について、隣接する予備機への火災影響を考慮し、新規に各排風機を鋼製のボックスで囲い、自動消火設備を設けるための申請	令和3年3月15日の審査会合でコメントいただいた火災発生時における隣接する予備機への火災影響評価が審査上の論点であると考えている。	
	21	1	4(ロ)	第3編	第2廃棄物処理棟の水噴霧消火設備の設置	アスファルトの冷却及び火災発生時の消火に使用する既設の水噴霧消火設備について、設備の設置状況や作動の確認等を行うための申請	令和3年3月15日の審査会合を踏まえ、アスファルト固化装置の取り扱いを含め検討中。	
	21	1	4(ロ)	第4編	第2廃棄物処理棟の固化セル火災報知設備の設置	アスファルト固化装置を設ける固化セルについて、火災を感知するための熱感知器を新規に設置する工事を行うための申請	令和3年3月15日の審査会合を踏まえ、アスファルト固化装置の取り扱いを含め検討中。	
	21	1	4(イ)	第5編	第2廃棄物処理棟のセル排風機に係る動力ケーブルの材料	セルを負圧に維持するために必要な排風機の動力ケーブルについて、動力ケーブルを更新する工事を行うための申請	動力ケーブルの系統分離の必要性が審査上の論点であると考えている。	
	21	1	4(イ)	第6編	第2廃棄物処理棟のアスファルト固化装置に係るベローズバルブの材料	アスファルトを間接加熱するための熱媒循環系統に設ける既設のベローズバルブについて、材料を確認するための申請	令和3年3月15日の審査会合を踏まえ、アスファルト固化装置の取り扱いを含め検討中。	
その6	41			第1編	液体廃棄物の廃棄設備の漏えい警報装置の設置	既設の漏えい検知器及び液位計（一部新設）で検知した警報を中央警備室（24時間警備）に発報する工事を行うための申請	既に認可を頂いている設工認（その3）と同様の内容であるため、審査上の論点はないと考えている。	令和3年5月10日申請予定
	6 19	1 1		第2編	第2廃棄物処理棟のセル排風機配電盤溢水防護カバーの設置	セルを負圧に維持するために必要な排風機の配電盤について、被水から防護するカバーを設置する工事を行うための申請	新規に配電盤を被水から防護するカバーを設置する工事を行うが、審査上の論点はないと考えている。	令和3年7月下旬認可希望
	19	1		第3編	第2廃棄物処理棟のディーゼル発電機及びセル排風機の溢水対策（工事は不要であるが、技術基準規則の該当条項を考慮し、分割しない案件）	セルを負圧に維持するために必要な排風機及び商用電源喪失時にセル排風機に電源を供給するディーゼル発電機について、溢水発生時であっても、安全機能が維持されることを確認するための申請	評価及び既設設備に対する申請であることから、審査上の論点はないと考えている。	
その9 (その6) 最終申請	8	1 2		第1編	外部事象影響	外部事象影響（森林火災、竜巻、落雷、生物学的事象及び人為事象（有毒ガス及び電磁的障害））についての評価及び既設設備に係る申請	評価及び既設設備に対する申請であることから、審査上の論点はないと考えている。	令和3年7月下旬申請予定 （設工認その4及びその6の審査の状況を踏まえ、適切な時期に申請）
	35	1	6 7	第2編	誤操作防止に係るインターロックの設置	既設設備として設けている誤操作防止インターロック（漏えい防止、散逸防止）に係る作動状況を確認するための申請	既設設備に対する申請であることから、審査上の論点はないと考えている。	令和3年10月下旬認可希望
	35	1	7	第3編	金属溶融設備及び焼却・溶融設備の圧力逃し機構の設置	溶融炉及び焼却炉内での圧力上昇時に作動する圧力逃し弁の作動圧力及び圧力逃し系統に設けるフィルタの捕集効率を確認するための申請	既設設備に対する申請であることから、審査上の論点はないと考えている。	
	19 35	2 2	2 3	第4編	管理区域外への漏えい防止及び溢水対策	各建家の貯槽等の周囲に設けている既設の堰（一部嵩上げ工事を実施）、管理区域外への漏えい防止の観点から設けている既設の堰及び傾斜、並びにスロッシングによる溢水評価を確認するための申請	管理区域外への漏えい防止の観点で、既設設備について、仕上げ塗装は施されている（目視、竣工図等で確認）が、設置当初の設工認等に記載がない。別途、行政相談を考えている。	
6	1		第5編	放射線管理設備の耐震性能確認	既設の放射線管理設備のアンカーボルト及び取付ボルトについて、耐震Cクラスを満足するボルトに交換するための申請	既設の放射線管理設備について、ボルトのみを交換する申請であることから、審査上の論点はないと考えている。		

設工認	技術基準規則			編	項目	申請の概要	審査のポイント	申請時期等
	条	項	号					
その9 【その6】	42	1		第6編	通信連絡設備の設置	既設の通信連絡設備の設置状況及び通信状況について確認するための申請	既設設備に対する申請であることから、審査上の論点はないと考えている。	令和3年7月下旬申請予定 (設工認その4及びその6の審査の状況を踏まえ、適切な時期に申請) 令和3年10月下旬認可希望
最終申請	20	1	1 2 3	第7編	避難用照明、誘導標識及び誘導灯等の設置	既設の避難用照明、誘導標識及び誘導灯について、避難に必要な時間、必要な明るさを確保できること等を確認する。また、異常時に使用する照明及び専用の電源の配置状況等を確認するための申請	異常時に使用する照明及び専用の電源の必要性について、別途、行政相談を考えている。	
	36	1	1	第8編	処理前廃棄物保管場所及び発生廃棄物保管場所の容量	処理前廃棄物及び発生廃棄物を一時的に保管するために各建家内に設ける既設の保管場所について、原子炉設置変更許可で指定している最大保管本数分のエリアが確保されていることを確認するための申請	建家内に設ける既設の保管場所に対する申請であることから、審査上の論点はないと考えている。	
	5 6 16 36	1 1 1 1 2	1 1 2	第9編	固体廃棄物一時保管棟の構造(遮蔽性能及び耐震性能確認)及び容量	これまで使用施設の許可を取得し、施設検査に合格している固体廃棄物一時保管棟について、新たに原子炉施設としての許可を取得したことから、建家の遮蔽性能及び耐震性能を確認(工事は不要)する。また、処理前廃棄物保管場所(焼却処理前の可燃性固体廃棄物の保管場所)として利用することから、原子炉設置変更許可で指定している最大保管本数分のエリアが確保されていることを確認するための申請	新規に原子炉施設としての許可を取得した施設であり、耐震性能確認の検査方法が審査上の論点となると考えている。	

※：【】カッコ内の記載は、分割整理前の状況を示す。